



## 観光資源論ノート

丹羽 佑一

本稿は、2008年度後期の講義「観光資源論」のノートである。観光の定義にもよるが、経験的なものに従えば、存在するものはすべて観光資源となりうる。これは科学にも似て、観光がヒト固有の知性による活動に由来するからである。ヒト固有の知の性ととは極論すれば、際限の無さであろう。それは一面反合理的であるとも考えられるほどである。本講義では、観光資源として、どの地域においても選ばれ、また、中心的役割が期待される「文化財」を取り上げ、観光資源としての特徴と、観光にみるヒトの活動の特質を検討する。

### 観光資源論

#### ヒトはなぜ観光するか

#### ① 観光とは何か（パネル1）

「観光」の語句には、大正時代、ツーリズムの訳語として用いた中国の戦国時代の占いの書『易経』にある「観光」にその語源が求められている。「觀國之光。利用賓于王。」とある。観光の字義は「国の光」を「観

## 第5章

る」ということである。観光者とは優れた他国の社会・文化を観るということになる。観には示すという意味も求められている<sup>1</sup>。これも採るならば、國の光を示す。つまり観られる方に立てば、観光は自国の優れた社会・文化を示すということになる。自国の社会・文化を誇りとするということである。しかしツーリズムそのものには「周遊」の訳が適当であり、その語義は、単に活動の態様を示すものである。

一般的には「人が日常生活圏を離れ、再び戻る予定で、リクレーションを求めて移動すること<sup>2</sup>」が知られる。また公的には『観光白書』では「家事・帰省、業務を除く、宿泊旅行の一種」、観光政策審議会の『今後の観光政策の基本的な方向について』（答申第39号、1995年6月2日）では「余暇時間の中で、日常生活圏を離れて行く様々な活動であって、触れ合い、学び、遊ぶということを目的とするもの」とする。世界観光機関は「訪問の主要な目的が、訪問国で報酬を得るための活動を行うこと以外の者で、一泊以上12か月を越えない期間、居住国以外の国で通常の生活環境を離れて旅行する人」とする。観光者の欲求の変化にしたがって定義が変わるから、「楽しみのための旅行<sup>3</sup>」という包括的な内容にもなる。ただそれぞれに通有の点は、観光の構成要素が、旅行（周遊）と旅行先の宿泊を含む経験ということになる。その経験は多様である。

なお、経済研究における定義では、「一時的滞在地において他所で取得した収入を消費すること<sup>4</sup>」とある。小泉内閣は日本の観光立国化を推進し、2008年には観光庁が設置されている。

注1 今井宇三郎 『易経 上』（新釈漢文大系23）、1987年、明治書院

注2 井上万寿蔵 『観光と観光事業』 1967年

注3 岡本伸之 『観光学入門』 2001年、有斐閣

注4 F. Ogilvie 『The Tourists Movement』 1933

パネル1

I 観光とはなにか  
文物と風光

- 1 古典的用語：物見遊山 遊覧 行楽
- 2 大正時代以降：tourismの訳—観光（「易経」から借用）  
外国人観光客誘致
- 3 「観光白書」：宿泊旅行の一種（家事・帰省，業務を除く）
- 4 観光政策審議会『今後の観光政策の基本的な方向について』
- 5 官公庁の設置

② 文化財とは何か I（パネル2・3）

「文化財」は現在の文化財保護法の立案過程で生まれた言葉である。法律用語である。その定義は『文化財保護法第1章総則 第2条』によって以下のように定められている。

- 1 建造物，絵画，彫刻，工芸品，書跡，典籍，古文書その他有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
- 2 演劇，音楽，工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
- 3 衣食住，生業，信仰，年中行事等に関する風俗慣習，民俗芸能及びこれらに用いられる衣服，器具，家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
- 4 貝塚か，古墳，都城跡，城跡，旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの，庭園，橋梁，峡谷，海浜，山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は鑑賞上価値の高いも

## 第5章

の並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

- 5 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

さらに、平成16（2004）年の文化財保護法の改正で「文化的景観」が文化財の一種別に加えられることになった。土地利用を通じて人間と自然との多様な関係を示す構造物を人類歴史上の貴重な文化遺産とする「世界遺産」の考え方を採用したもので、「棚田」がこれにあたる。

このように文化財保護法では、文化財に有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、伝統的建造物群、文化的景観の区分が知られるが、記念物には 貝塚、古墳等の文化活動の所産だけではなく、峡谷、海浜、山岳、動植物、鉱物と自然の所産も含まれており、保護の対象が包括的で在る点が、各国の類する法律と比較して特徴となっている。これは、自然の所産が風土として文化活動に密接に関わり、相互に切り離すことができない点を重視したからであろう。なお、保護の対象として、遺跡の一種である「埋蔵文化財」と保護のための技術である「文化財保存技術」も別区分の上、加えられている。

また内容の顕著なものを区分して、「記念物」の遺跡の中から「史跡」を、名勝地の中から「名勝」を、動物・植物・地質鉱物の中から「天然記念物」を指定している。同様に有形文化財の中から「重要文化財」を、重要文化財の中から「国宝」を指定している。国宝は重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいえない国民の宝たるもの」という評価である。

無形文化財、（有形・無形）民俗文化財にも「重要無形文化財」、「重

要（有形・無形）民俗文化財」の指定がある。

指定された文化財は、現状変更が制限され（43条）、輸出が禁止される（44条）等の、文化財の公益性から来る諸種の財産権の制限をうけることから、私所有者にとっては一種の不利益処分が生ずるような特別の保護を受けることになる。この指定制度は文化財保護法の重点的保護主義を示すものである。

なお、国宝、史跡、名勝天然記念物等の用語は太平洋戦争前の、文化財保護法の前身となる役割を持った諸法令から引き継いだものである。文化財保護法の包括的性格は、戦前の諸関連法令を束ねたところからもきているのである。

戦前の諸法令中最も早く成立したのが明治30（1897）年の古社寺保存法である。古社寺の所有する優れた建造物・宝物の保存についての法律である。すでに対象物は評価に従って選択され、国宝の語句が用いられている。対象物は建造物と美術品が主体であるが、社寺に属さない名所旧跡もあげられたが、運用上は低調であったようである。

大正8（1919）年に史蹟名勝天然記念物保存法が成立する。古社寺保存法の対象から外れた文化財、自然財の体系的な保存に係わる法律である。史蹟名勝天然記念物保存法施行令、史蹟名勝天然記念物保存法施行規則が合わせて定められ、1950年の文化財保護法の史蹟名勝天然記念物関係の規定の大部分が出来上がっていたとされる。我が国の主要な文化・自然財が、この法規で史蹟名勝天然記念物として保存対象に指定された。

昭和4（1929）年に国宝保存法が成立する。古社寺保存法の保存対象を国宝のみとし、加えてそれを、社寺保有以外の物件まで拡大した法律である。古社寺保存法は廃止された。

昭和8（1933）年に重要美術品等保存法が成立する。国宝に準ずるクラス的美術品等の保存に関する法律である。戦後も効力を有した。

文化財保護法は国の法律であるが、地方自治体でも、これに準ずるもの

## 第5章

として文化財条例を公布して、文化財を定義し、指定し、保護している。

香川県を例にとれば、「香川県文化財保護条例」によって、国指定の文化財以外を県指定有形文化財、県指定有形民俗文化財、県指定無形民俗文化財、県指定史跡、県指定名勝、県指定天然記念物に指定して、保護している。

## パネル2

## II 文化財とは何か

- 1 文化財保護法：第1章総則 第2条（文化財の定義）  
 記念物（史跡 名勝 天然記念物）  
 有形文化財（重要文化財 国宝）  
 伝統的建造物群  
 無形文化財  
 民俗文化財  
 （埋蔵文化財）  
 （文化財の保存技術）

一方、国際社会では、UNESCO（国際連合教育科学機関）が1972年の第17回総会で『世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（世界遺産条約）』を採択し、その条約に基づいて世界遺産委員会が世界各国の協力のもと、世界各地の文化遺産・自然遺産を保護している。

38条からなる世界遺産条約では、第1条で「文化遺産」を、第2条で「自然遺産」を定義している。

## 第1条

この条約の適用上、「文化遺産」とは次のものをいう。

- ・記念工作物 建築物、記念的意義を有する彫刻及び絵画、考古学的な性質の物件及び構造物、金石文、洞穴住居並びにこれらの物件の

組み合わせであって、歴史上、芸術上又は学術上顕著な普遍的価値を有するもの

- ・ 建造物群 独立し又は連続した建造物群であって、その建築様式、均質性又は景観内の位置のために、歴史上、芸術上又は学術上顕著な普遍的価値を有するもの
- ・ 遺跡 人口の所産（自然と結合したものを含む。）及び考古学的遺跡を含む区域であって、歴史上芸術上、民族学上又は人類学上顕著な普遍的価値を有するもの

### 第2条

この条約の適用上、「自然遺産」とは、次のものをいう。

- ・ 無生物又は生物の生成物又は生成物群から成る特徴のある自然の地域であって、鑑賞上又は学術上顕著な普遍的価値を有するもの。
- ・ 地質学的又は地形学的形成物及び脅威にさらされている動物又は植物の種の生息地又は自生地として区域が明確に定められている地域であって、学術上又は保存上顕著な普遍的価値を有するもの。
- ・ 自然の風景地及び区域が明確に定められている自然の地域であって、学術上、保存上又は景観上顕著な普遍的価値を有するもの。

現在（2008年度）では、これに複合遺産（文化遺産と自然遺産の両方の価値を兼ね備えている遺産）が加えられている。また2003年第32回ユネスコ総会で採択された「無形文化遺産保護条約」に基づいて『人類の無形文化遺産の代表的な一覧表（代表一覧表）』が作成され、芸能、伝承、社会的習慣、儀式、祭礼、伝統工芸技術、文化空間などが国際的な保護の対象となっている。

2008年7月現在、文化遺産679、自然遺産174、複合遺産25の合計878件が世界遺産として登録されている。日本の世界遺産は14件（文化遺産11、自然遺産3）である。なお、日本は、平成4（1992）年に125番

目の締約国となり、平成15（2003）年から4年間世界遺産委員会のメンバーであった。

### パネル3

#### Ⅱ文化財とは何か

#### 2 世界遺産：世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約

世界遺産条約1972年 日本125番目1992年

UNESCO（国際連合教育科学文化機関）／

世界遺産委員会

文化遺産／自然遺産／複合遺産

日本14件

#### ③ 文化財とは何かⅡ（パネル4）

文化財について、「文化財保護法」、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（世界遺産条約）」の中での定義を検討した。

文化財保護法では、「我が国にとって歴史上又は芸術上、そして学術上価値の高いもの」であり、世界遺産条約では「歴史上、芸術上又は学術上顕著な普遍的価値を有するもの」であった。「我が国」と「普遍的」に差異が認められるが、これは対象とする文化財に設定した地域の枠組みの差異であって個々の文化財そのものが本来有するものではない。したがって文化財保護法と世界遺産条約の文化財の定義は基本的には同一とすることができる。なお文化財の分類にも差異が認められるが、それも対象とする文化財の地域性によるもので、個々の文化財の本来的な差異に由来するものではない。

このように世界の文化財は共通する性質をもつ。ところが、共通点に注目すれば、もっと明快な性質を合わせもつ。それは「私達によって保護、継承されるものである」という性質である。「文化財保護法」、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」、この2つの法規は文

化財の保護・継承のために成立したのである。この性質は私達によって文化財に与えられた性質である。私達と文化財との関係に由来する性質である。文化財は2つの性質をもつ。本来の性質と付与された性質である。本来の性質は定義によって明かである。付与される性質について検討する。文化財は何故保護され、継承されなければならないのか。

その性質の付与は法規によってなされる。したがって、その性質は法規の成立根拠によって示される。文化財保護法の根拠は「日本国憲法」である。

文化財保護法の根拠は憲法第25条と第29条に求められている<sup>5</sup>。

憲法第25条第1項は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」としている。したがって、文化的な最低限度の生活が文化財を保護することを必要としているということになる。しかし、文化財の何が文化的な最低限度の生活と拘わるのであろうか。これは文化的な最低限度の生活とは何かという問題である。椎名慎太郎氏はこれに関連して、「文化的生活」について次のように答えている。「『文化的生活』とはともすれば『現代文化の恩恵のもとでの生活』と解釈されがちである。しかし、人間は単に現代という平面的広がりだけでなく、過去から未来にわたる人類の文化という立体的厚みの中で生きるものであり、そのような豊かさをもなった生活こそ真に、『文化的生活』といえよう」。文化財保護との関連でいうと、文化的生活とはみずからを歴史的存在と意識することであり、そのために地域の歴史資料たる文化財を生活環境に必要とするということになる。

---

注5 椎名慎太郎 『精鋭文化財保護法』12-14頁, 1967年, 新法規出版株式会社

## パネル4

## II 文化財とは何か

- 3 文化的所産で日本の歴史上、芸術上価値の高いもの  
(世界遺産—顕著な普遍的価値を有するもの)  
自然の産物で鑑賞上、学術上価値の高いもの
- 4 保護され、継承されるもの  
(法的根拠：憲法25条 本当の理由)  
健康で文化的な最低限度の生活を営む権利  
(人間の尊厳にふさわしい生活)

## ④人間の尊厳 (パネル4・5)

しかし、それでは「文化的な最低限度の生活」とはなにを意味するのであろうか。宮沢俊義氏は「人間の尊厳にふさわしい生活」と説明する<sup>6</sup>。「人間の尊厳」とは何か。これは憲法解釈の問題であるから、憲法に解を求めるべきであらう。「尊厳」はただ一度だけ出てくる。第24条第2項は「配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。」とある。ここでは「個人」に尊厳が用いられる。そこで個人の用いられかたを別に求めると、第13条に「すべて国民は個人として尊重される……」とある。「個人」、「尊厳」、「尊重」の憲法における用いられ方に、尊厳が一般的には「とうとく、おごそかなこと」とされ、尊重は「とうとび、おもんずること」とされることを参照すると、憲法において、基本的人権および義務の対象は国民の「個人」性であって、したがって個人は取り替えるものがない、絶対的な存在である。それ故尊重の唯一の対象であり、その

注6 宮沢俊義『憲法II』1959年、有斐閣

さまが尊厳なのである、ということになる。

そうすると「人間の尊厳にふさわしい生活」とは、個人の絶対性が実現される生活である。したがって「文化的最低限度の生活」とは、国民ひとりひとりが文化の中で自己を主張できる、そういう場をもつということ、いいかえれば精神的拠り所として固有の文化があること、あるいは自己のアイデンティティが求められる文化に生きるということになる。しかしそのような生活環境（状態）はどのようにして構築されるのであろうか。

個人のアイデンティティが保証される環境の構築である。

個人の精神は地域の文化によって育まれる。ところが、地域の文化は過去の文化の累積したものであるから、個人の精神を育てる文化も単一ではない。したがって個人の精神のアイデンティティは累積した文化に求められることになる。文化の累積は地域の歴史として示される。個人の精神は地域の歴史によって育まれる。個人の精神的アイデンティティは地域の歴史に求められるのである。地域の歴史を表現するもの、それが文化財である。私たちは文化財に精神のアイデンティティを託すのである。

憲法が保証する文化環境を構築するために文化財は必要であり、そのために地域社会において文化財は保護、継承されなければならないのである。

また、憲法29条第2項は「財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律でこれを定める」とする。これによって、文化財である私有財産は国民共通の財産としてこれを保護、活用していくという公共目的のために一定の制限（公用制限）をうける<sup>7</sup>。文化財保護法が成立する根拠をここにも求めることができるのである。

---

注7 注5参照

第5章

なお「地域の文化」とは、個人のアイデンティティの場であるとした。果たしてそうだろうか。リントン氏の文化の定義にその可否を検討する。

「一つの文化とは、その構成要素が在る特定の社会の成員によって共有され、伝えられるところの学習された行動ならびに行動結果の統合形態」とある<sup>8</sup>。社会（地域）の構成員の精神は、地域の文化に育まれるのである。

したがって、「文化財との出会い」は、自分の確認、自分の再生—recreation である。私達はここで観光資源としての文化財の特徴を予測することになる。

パネル5

Ⅲ 人間の尊厳

人間の尊厳とは＝人間の在り方—基本的人権（生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利）によって守られるもの

すべて国民は、個人として尊重される（第25条）  
とりかえようがないという真実 のさま：尊厳  
個人の保障—アイデンティティの獲得—何に帰属？

個人 精神—文化財の連鎖 文化の累積（歴史）  
肉体—DNAの連鎖 肉体の累積（親から子へ）

文化財との出会い：自分の確認 自分の復活（観光）

レポート2

あなたにとって、文化とは何か

提出日：11月28日の授業

様式：A4ワープロ原稿 1頁（800字程度）

## 観光資源論ノート

## ⑤ 観光資源としての文化財 I (パネル6)

NHK放送の「探検ロマン世界遺産・ザンジバル」を観て、文化財の観光資源としての特徴を検討する。この世界遺産はアフリカ・タンザニア連合共和国—ザンジバル島の17世紀植民地下の建造物群と奴隷貿易に関わる施設である。放送は、日本人のレポーター（旅行者）がザンジバルの伝統的楽器奏者で奴隷の子孫である老人から世界遺産を案内される形で進行する。老人は、ザンジバルの住民がかつて奴隷であったこと、そして闘いによって解放されたその歴史を誇りとしている。老人の中で奴隷制、植民地の屈辱の歴史は生きている。しかも精神的支柱となっている。涙をながして説明する世界遺産は屈辱の表徴ではなく、生きる原点になっているのである。奴隷制からの解放の歴史は老人のアイデン

## パネル6

## IV 観光資源としての文化財

ザンジバルの世界遺産から  
 皆さんとザンジバルの文化財：地域住民の歴史の中で出会った。  
 住民が語る奴隷制と解放の歴史から知る。  
 皆さんはザンジバル現代文化の外にある（他者である）。  
 地域住民と文化財：現代文化の中でであう（歴史の中で生きている）  
 アイデンティティ  
 観光者と文化財：歴史の中で出会う。自己の属する文化ではない。  
 アイデンティティ？  
 観光者は他者である。

注8 R. Linton 『The Cultural Back Ground of Personality』 1945

## 第5章

ティティの場である。奴隷市場は彼の拠り所である。それでは旅行者＝観光者にとって奴隷市場はなんであるか。奴隷市場を遺した文化には属していない。その歴史は自己のアイデンティティの場ではないだろう。しかし、放送を観る学生達はその老人に感動する。老人が悲しむ時に悲しむ。学生達は旅行者に自分を重ね合わせ、さらに老人に重ねる。老人の歴史が学生＝観光者のアイデンティティの場になっているのではないだろうか。

## ⑥ 観光資源としての文化財Ⅱ（パネル7・8・9）

NHK放送の「探検ロマン世界遺産シバーム」をみて、パネル7のレポートを課す。

シバームはイエメンの近世の街である。砂漠地帯の風土に適応した街づくりが世界遺産の根拠となっている。この放送も日本人レポーター（旅行者）を現地人が世界遺産を案内する形で放送は進行する。案内者は砂漠地帯という風土と歴史にいかにか合理的な街づくりかを説明する。ここでも文化・歴史に誇りをもっている。旅行者＝観光者はそれを納得する。最後に同じアラビア半島で生活する砂漠地帯の遊牧民、ベドウィンの極限的生活を支える人々の「つながり」を紹介して終わる。授業では、日本人観光者にとって、遠く離れたアラビア半島の砂漠地帯の世界遺産、そして語られる歴史がどのような関係をもつのか検討する。シバームの文化・歴史は先のザンジバル以上に日本人観光者から遠いものである。なにほどこか関係があるようには思えない、それを図に示したのがパネル9である。香川県出身の日本人観光者の文化構造とシバーム出身のイエメン人の文化構造を比較したものである。香川県出身の日本人は讃岐人であり、日本人であり、アジア人であり、そしてヒトである。そしてその地域的所属に従って、ヒトの文化を基盤として階層的にアジアの文化、日本の文化、讃岐の文化に属する。シバーム出身のイエメン

観光資源論ノート

人も同じ構造をもち、ヒトの文化を基盤として階層的に中東文化、イエメン文化、シバーム文化に属する。すなわち、香川県出身の観光者はシバーム文化の歴史の中に自らのヒトとしての文化によってつながるのである。そこに自己のヒトとしてのアイデンティティを求めることができるのである。人間の根元的な営み—生きるというレベルにおけるアイデンティティである。

パネル7

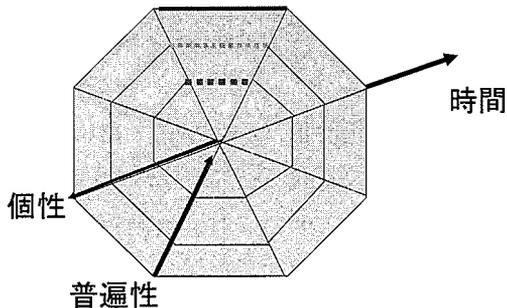
IV観光資源としての文化財

- ・ 文化財との出会い（観光）は自己の確認、再生である。  
アイデンティティ
- ・ レポート3  
世界遺産 シバームを観て、あなたに意識されたアイデンティティとは何か。あなたとどこでつながるか。

パネル8

IV観光資源としての文化財

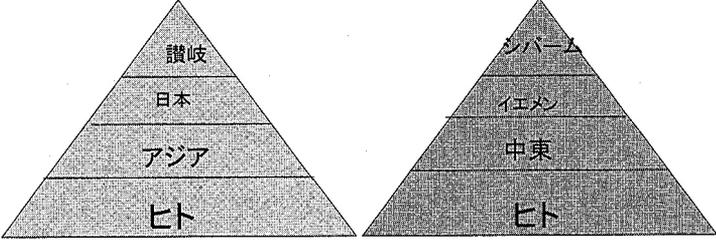
ヒトの文化の形成



パネル9

### IV 観光資源と文化財

#### ヒトの文化構造



観光とは「ヒト」としてのアイデンティティの共有である。私はあなたである。人は観光で繋がる

パネル10

#### レポート4

- ・ 日本で観光資源化で顕著な文化財を挙げ、その理由を報告する
- ・ A4ワープロ原稿、もしくは400字詰原稿用紙で800字程度
- ・ 1月23日の授業時に提出

⑦ 観光資源としての文化財Ⅲ (パネル10・11)

文化財は、厳密には「文化財が語る地域の歴史」は、2面性をもつ。あるいは2つのアイデンティティに対する両極に位置する二つの磁場といえるかもしれない。ひとつは地域住民の文化的アイデンティティ(精神的地域性)の依るところである。いまひとつは観光者のヒトとしての

## 観光資源論ノート

アイデンティティの依るところである。もっとも、観光者の属する文化と観光先の文化の系統的關係によっては、文化財は観光者のアイデンティティに対し中間的磁場になるであろう。

しかし、いずれにせよ文化財が地域住民のアイデンティティと観光者のアイデンティティの2種のアイデンティティの間となる構造は変わらない。したがってこの構造から、文化財が観光資源として十分に活用される道筋が明らかにされる。文化財の観光資源化の程度は、その文化財がいかほどに地域住民のアイデンティティの拠り所になっているかにしたがって推し量られるのである。文化財が十分に観光資源となるためには、その文化財が、その文化財が語る歴史が、地域の現代文化に生きていなくてはならない。あるいは地域住民が地域の歴史に生きていなければならないのである。観光者にとって地域住民全員が語らぬ歴史ガイドであり、地域そのものが雄弁な歴史ガイドでなければならないのである。

## パネル11

## IV観光資源としての文化財

文化財	観光客のヒトとしてのアイデンティティ 地域住民の文化的アイデンティティ
-----	--

地域につくられ、地域住民の現代文化につながる歴史を語るもの（現代文化の一部）—（テーマパークとは異なる）

## ⑧ 観光資源としての文化財IV（パネル12）

世界遺産である南アフリカ共和国の猿人遺跡「マカパンスガット洞穴」と中国の原人遺跡「周口店洞穴」、インドネシアの原人遺跡「サンギラン洞穴」の民放テレビ放送を見る。これらの文化財は地域住民に

## 第5章

とつても観光者にとつても非常に特徴的な在り方をする。これらの文化財は、現代とは極めて遠くにある。ふたつの時代の間には長い時間の隔りがあり、これらの文化財や、文化財が語る歴史は現代の地域文化に繋がらないのである。したがって地域住民にとつても、観光者にとつても、これらの文化財、そしてその歴史は、等しくヒトとしてのアイデンティティの拠り所となるのである。しかし厳密に言えば、その歴史は、他の文化財の歴史がするような方法でアイデンティティに場を提供することはない。歴史そのものが地域の現代文化に生きていないからである。その歴史は別の場で語られる。博物館である。博物館は単にその地域の文化財を展示し、歴史を解説するだけではない。参観者がヒトとしてのアイデンティティを実感できる場としてあるのである。地域の歴史が生きる現代文化としてある。

## パネル12

## IV観光資源としての文化財

猿人遺跡・原人遺跡：長い時間的隔り—現代につながらない歴史

地域住民にもヒトとしてのアイデンティティの拠り所  
 観光者にもヒトとしてのアイデンティティの拠り所  
 地域文化から外れた文化財、その歴史  
 地域博物館で語られる歴史に

## ⑨ 観光の資源化 (パネル13)

観光者は、自己のヒトとしてのアイデンティティを他地域の文化・歴史に認めることを通じて、かの地の住民とつながる。かの地の歴史に自分の存在を認めるからである。アイデンティティが共有される。私はあ

観光資源論ノート

なたである。ヒトは観光で繋がる。観光は世界の平和に至る旅程である。

パネル13

V 観光の資源化

ヒトとしてのアイデンティティの共有  
つながる人々  
観光は世界の平和に至る旅程である